

『十訓抄』・〈大会〉・新作間狂言

田口和夫

『十訓抄』第一「可施人惠事」は、次の様に始まる。

後冷泉院御位の時、天狗あれて世の中さわがしかりける比、比叡山の西塔に住みける僧、白地に京に出て帰りけるに、東北院の北の大路に、童部五六人ばかり集りて、物を打ち領じけるを、歩みよりてみれば、古鳶のよにおそろしげなるを、しぱりからめて、すはえにて打ちけり。「あないみじ。などうかはするぞ」といへば、「殺して羽をとらん」といふ。此の僧慈悲を発して、扇をとらせて、これを乞ひ取りて放ちやりつ。ゆゆしき功德つくれりと思ひてゆく程に、（川村全二氏『十訓抄全注釈』新典社、平6）

能〈大会〉が『十訓抄』のこの説話、ことに彰考館本系の本文に基づいて作られていることは、伊藤正義氏の新潮古典集成『謡曲集』「各曲解題」、山中玲子氏「作品研究〈大会〉」（『観世』昭62・11、『能の演出その形成と変容』若草書房、平10）によつて確認されている。相当地に『十訓抄』の本文を用いている〈大

会〉だが、伊藤氏が指摘されるように、「古鳶が僧正に助けられる部分を間狂言に担当させる点と、帝釈による天狗のしわざへの折檻が謡曲化に当たつての脚色である」ところが大きく異なっている。ただし、その間狂言については、現在の形がどれほど原形に近いか疑問が残る。ここでは、その他の相違点にも注目し、私の作つた新作間狂言の意義について再考してみた。

説話の冒頭は「後冷泉院」の時代とするが、〈大会〉はこの限定を外し、現在能として位置付ける。これには問題がない。次に説話が「天狗あれて世の中さわがしかりける比」としてゐるのは重要なことである。この出来事が単発的なことではなく、数多い天狗事件の一つであること、登場人物もそのような世相の中に生きてゐることが分かるからである。能〈大会〉にも本来そのような説明があつてもよい筈である。この能もまた、そのような時代の中に形成されているからである。しかしその説明はない。また〈大会〉が説話の前引冒頭

部分を省略して中入り部分の間狂言にそれをまかせてゐるのも説明不足である。『十訓抄』説話に忠実に舞台化してゐると考えられてゐる〈大会〉が、これだけまとまつてゐる冒頭部分を無視してゐるというのは理屈に合わぬ。

先代鏡之丞師の発意で、冒頭に間狂言による小劇を置いて、「天狗が鳶の姿で殺されそうになつたのを助けられる」という状況を知らしめようとしたとき、能の展開がそれによつて納得行くものになつたのだが、それは同時に、『十訓抄』説話には存在してゐた部分を具体化したことになつた。理屈が通つたのである。能が構想されたときは、このような小劇が存在してゐたのに、間狂言部分が能本に記録されず、狂言方に任されてゐたために消滅してしまつたのだ、と考える方がよいように思われる。とすれば、新作の間狂言は、能を本来の形に戻したのだと言ひ得ることになる。ただし、『十訓抄』の段階でも、なぜ古鳶は童部たちの手に落ちたのかは説明されていない。「天狗荒れて」ゐる時代には『天狗草紙』に見えるような画像も周知のものとしてあり、そこまでの説明は不用であつたのかもしれない。しかし現代にはそれほど共通理解はない。説明は必要なのである。

それではどのような内容の劇を置くべきか、まず考えられるのは、通常の間狂言が中入りで述べる「蜘蛛の巣にかかつて落ちた古鳶」で

あろう。しかしこれは、狂言の作者が狂言(蜘蛛盗人)と同様に、あるいは(蜘蛛盗人)の趣向を借りて、あえて面白がらせようとして設定したものと考えられるものなのである。もと『今昔物語集』などに登場する天狗は鳶との関わりが強く、人の眼に見える姿としては鳶の姿をしており、失敗して死ぬときにも「翼折れたる屎鳶」の姿で人に踏まれるという末路になるが、天狗として活躍しているときは、それなりに通力を持つ存在なのである。(大会)の天狗も、末路はそれに近くとも、発端は「小神通」のある天狗とされている。「蜘蛛の巣にかかつて」という設定は、シテ天狗の登場に続けるのにふさわしい位をもつていないのである。

またこれが都大路での出来事であることにも注目すべきであろう。何か事があれば群集する物見高い京童部たちの存在が当然予想できるからである。説話は古鳶を「打ち領する」場面から始まっている。なぜ古鳶は童部の手に落ちたのか、「蜘蛛の巣」という制約を離れば、さまざまな状況が考えられよう。私は都大路の雑踏の中で、「天狗荒れたる」姿を見せるものとして、『今昔物語集』・『宇治拾遺物語』の共通話「天狗仏と現じて木末に坐す語」を用いることとした。実の「成らぬ柿の木」の梢に仏が現れ、花を降らし、光を放っていた。京中の人々は皆参って拜んだ。右大臣源光おかしいと思つて出かけてゆき、じつと睨ん

でいると、翼の折れた屎鳶となつて落ち、童どもに打ち殺された、という説話である。

堂本正樹氏はこの設定に不満があまりのようである。この僧の性格は、そのような衆人環視の場で鳶を助ける―売名行為的な―ものではないという趣旨の批判を繰り返された。『十訓抄』の説話から見れば、この批判は一理あるとも言えよう。比叡山の西塔に住む、信心深くはあるけれども無名の僧という設定だからである。しかし、能に造型されたとき、その性格は変化していると言うべきではないか。まず、無名の僧ではなく「僧正」とされることである。僧正は高位の僧である。しかも、能の中で僧正は、有名な(自然居士の謡)に見える「それ一代の教法は、五時八教をけずり、教内教外を分かつたり……」を謡うのである。これが『天台四教義』を踏まえたものであることは竹本幹夫氏によつて指摘されているところだが、観阿弥の演じた能(自然居士)においては、これに続く一遍上人のイメージと重なる部分と相俟つて、シテ自然居士を高僧と意識させる働きをもっている部分となっているのであった。(大会)でも同じ用法・機能とすれば、この謡を謡う(大会)のワキもまた高僧であらねばならないのである。決して独りひっそりと隠棲する無名の僧ではなかったのである。この点で堂本氏の批判は当たらない。もつとも、殺生を犯そうとする人間を留めようとする行為は、僧の義務という

べき事だから、いつどのような場であろうとも行われるべきもので、衆人環視だから止めようとおこうと考える筈もないことである。

蛇足だが、後シテ登場謡のサシ「それ山は小さき土塊を生ず、かるがゆゑに高きことをなし……」について伊藤氏の頭注に『十訓抄』第一の「文に云、山はちいさき塊をゆづらず……」が典拠として引かれている。「ゆづらず」が「生ず」となっているのは能作者のさかしらだと思つて証拠はない。今は、この部分が(大会)典拠説話ではなく、別に第一冒頭に置かれたもので、「不覚なるもののがを許」す意味で用いられていることに注目しておきたい。(大会)作者が『十訓抄』をよく読み込んでいたことがこれで証されるからである。

(文教大学教授)